

**S G 第 7 3 回 ボートレースダービー
場外キャンペーン等運営管理（後期）**

業務委託仕様書

令和 8 年（2026 年）7 月

I 基本事項

1 業務名

SG第73回ボートレースダービー場外キャンペーン等運営管理（後期）業務

2 業務期間

契約締結日から令和8年（2026年）11月30日（月）まで

3 本業務の概要

SG第73回ボートレースダービーは、令和8年（2026年）10月27日（火）から11月1日（日）までの6日間、ボートレース尼崎において開催するものであり、本業務は、開催気運の醸成、場間場外売上の向上及びボートレース尼崎のブランド価値向上を目的として実施するものである。

受託者は、ボートレースチケットショップ（以下「BTS」という。）等において、効果的なプロモーション及び販売促進活動を企画・運営するとともに、開催前から開催期間中、開催終了後までを一連のプロモーション期間とし、場間場外売上の最大化を目指すものとする。

4 ボートレースダービーについて

ボートレースダービー（全日本選手権）は、1953年の初開催から脈々と受け継がれてきた、ボートレース界で最も長い歴史と権威を誇る最高峰のSG競走である。

出走できるのは、最高ランクであるA1級レーサーの中でも、勝率上位者や前年優勝者といった一握りの強者のみであり、SG競走の中でも、「真の王者を決める一戦」として、レーサー・ファン両者にとって特別な意味を持つレースとなっている。

5 本業務の目的

- (1) SG第73回ボートレースダービー開催に向けた全国的な気運醸成
- (2) 他場、場外発売協力場、BTS等への来場促進
- (3) 場間場外売上及び電話投票売上の向上
- (4) ボートレース尼崎のブランド価値及び認知度向上
- (5) 既存ファンの継続利用及び購買単価向上
- (6) 次年度以降も活用可能な販促手法及びデータの蓄積

6 契約方法

公募型プロポーザル方式により、応募事業者の企画提案内容について企画競争を実施し、契約締結事業者を決定する。

7 提案上限額

12,900,000円（消費税込み）

あくまでも上限額であるため、必ずしもこの額で提案を行う必要はない。事業効果が同等であると見込まれる場合、より価格の低い提案を採用する。

本仕様書の業務を実施する為の一切の経費を含む。また、この金額は、企画提案のために設定した

ものであり、実際の契約金額とは異なる。

- (1) ＳＧ開催キャンペーン業務
- (2) ノベルティ製作及び販促活動業務
- (3) 効果検証・分析業務

Ⅱ 企画提案内容

1 ＳＧ開催キャンペーン業務

(1) 企画内容

２００９年以来、本場では１７年ぶりとなるボートレースダービーの開催に向けて、売上最大化を目指すことはもとより、ボートレース尼崎及びＢＴＳ等への来場促進や新規ファンの獲得にも繋げるべく、宣伝・告知を行う。

今回のキャンペーンでは、本格的な発売促進活動前から、ＳＧ競走の開催に向け、気運醸成を図ると共に、ターゲット別の詳細戦略や、各所での具体的な展開案を求める。

(2) 企画条件

- ア 実施日時 第７２回ボートレースメモリアル（ＢＲ桐生）終了後
イ 実施場所 他場、場外発売協力場、ＢＴＳ等
ウ 詳細条件

（ア）ダービー開催期間中で有効となる「付加価値」を付与するような仕掛けを考案し、確実な会場誘導や、ファンの滞在時間延長と投票単価の向上に繋がるような施策を示すこと。

（イ）全国の場外発売協力場及びＢＴＳについて、次の観点から分析を行い、販促対象施設を６場以上選定すること（選定理由は必ず付すこと）。

- ・年間発売実績及びＳＧ売上実績
- ・尼崎主催レース発売実績
- ・平均購入単価及び地域特性等

※場外発売場売上等のデータは、参加手続き後に事業者へ提供するものとする。

（ウ）上記施設については、売上規模及び販売促進効果を考慮し、複数区分に分類した販促戦略を提案すること。なお、区分名称及び基準については提案によるものとする。

【例】ＳＧ重点戦略場、ＳＧ重点拡大場、ＳＧ認知拡大場

- （エ）ＳＧ第７３回ボートレースダービーの啓発と売上向上に資するキャンペーンを行うこと。
（オ）ターゲット別の戦略設計を組み立てると共に、各層に向けた施策方針を示すこと。
（カ）キャンペーン協力依頼は委託者側で行うが、その後の詳細調整等は、受託者側で行うこと。
（キ）イベントスタッフは、別途契約済みの「ＳＧ第７３回ボートレースダービー場外キャンペーン等運営管理（前期）業務」で製作したＰＲユニフォームを着用すること。

2 ノベルティ製作及び販促活動業務

(1) 企画内容

他場、場外発売協力場、ＢＴＳ等を利用するファンに対し、日頃のご愛好に対する感謝とボートレースダービーの啓発を兼ねて、第７２回ボートレースメモリアル（ＢＲ桐生）終了後にファンサービスを行うもの。

- ア 製作物品 ノベルティ（食品）
- イ 納品期日 令和8年（2026年）9月中旬頃
- ウ 納品場所 ファンサービス開催場所（具体は要調整）
- エ 納品個数 50,000個程度
- オ 詳細条件

- （ア） 配布ノベルティについては、シリアルコード又はQRコード等を活用し、参加者の行動データの取得、キャンペーン参加状況の把握及び効果検証が可能な仕様を基本とすること。
 ※ノベルティのパッケージに豪華賞品が当たるアンケート企画を明記し、本キャンペーンを通じてマーケティングデータの収集を図ること。
- （イ） 本業務にあたっては、BOATRACE振興会作成の既定ビジュアルによることなく、開催期間やレースタイトルを示したデザインを考案すること。
- （ウ） 上記1「SG開催キャンペーン業務」に活かせるようなノベルティを製作すると共に、単なる配布作業とならないような仕掛けを考案すること。
- （エ） 受託者側のスタッフが、場外発売協力場等に出向き、キャンペーン等を兼ねた来場者へ啓発活動を行えるような企画を盛り込むこと。
- （オ） ノベルティは、原則、個別包装又は封入の上、納品すること。
- （カ） 納品から3か月以上、賞味期限がもつ物とすること。
- （キ） 委託者が指定する発売協力場及びBTS場に納品すること。

3 効果検証・分析業務

(1) 企画内容

本キャンペーンが場間場外売上、本場来場及び電話投票利用促進に与えた効果を検証するとともに、今後のSG競走及びGI競走等における販売促進施策の改善及び事業戦略の立案に資する基礎資料を作成することを目的とする。

(2) 企画条件

- ア 納品形態 紙媒体3部及びデータ
- イ 納品期日 令和8年（2026年）11月30日（月）まで
- ウ 詳細条件

- （ア） 受託者は、本業務で取得したデータを分析し、参加者属性、利用動向、販促施策ごとの効果及び、キャンペーン実施場ごとの販売特性を可視化した分析資料を作成すること。
- （イ） 販促対象施設でのキャンペーン実施内容について、以下項目についての分析を行うこと。
- ・施設別来場者数及び売上
 - ・尼崎主催レース発売実績
 - ・キャンペーン参加人数
 - ・前年同時期及び通常開催時との比較
- （ウ） キャンペーン実施時には、アンケート聴取を実施し、当該分析業務に組み込むこと。
- （エ） 上記分析結果を踏まえ、受託者は、次年度以降の発売促進事業に向けた改善提案を行うこと。
 なお、改善提案時には、少なくとも次の事項は含めること。
- ・効果の高かった施策及び、効果の低かった施策

- ・販促対象施設の適正性
- ・会場誘導施策の改善案

Ⅲ 企画提案及び事業実施に当たっての留意事項など

1 企画提案に当たっての留意事項

- (1) 企画提案書には、各業務のスケジュールを表形式にして体系的に落とし込んだものを含めるとともに、どのような体制で行うかなどについて示すこと。
- (2) 企画提案にあたっては、本仕様に定める範囲以上の効果的な手法を必要とする場合、その他コンセプトの実現のために更なる効果的な手法がある場合は、その旨を明確に示した上で提案すること。

2 契約及び事業実施に当たっての留意事項

- (1) 企画提案内容の各項目について、業者決定後に企画内容についての詳細調整を行うため、最終内容決定の後、見積書の再提出後、契約を締結する。
- (2) 受託者は、業務の一部を一括して他に委託し、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りではない。業務を一部再委託する場合は、できるかぎり市内業者を選定すること。
- (3) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権等の権利は、タレント等の採用をした際の肖像権等に関するものを除き発注者に帰属するものとする。
- (4) 事業の実施にあたり、参加者の安全には十分留意すると共に、万が一それにより問題が生じたときは、受託者の責任においてこれを処理するものとする。その他委託業務が原因で発生した事故についても同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度速やかに本市と協議を行い決定すること。

3 遵守事項

- (1) 本委託業務の受託に係る関係者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。特に掲載前の広告内容の秘密保持については細心の注意を払うこと。
- (2) 本仕様書に記載されているものの他、法令等を遵守して業務を実施すること。特に、制作物については、昨今、著作権等の侵害が社会問題となっているため、その社会的影響も考慮する中で、再委託事業者への徹底も含め、その侵害の予防については万全の注意を払うこと。
- (3) 上記法令違反等があった場合は、その責任はすべて受託者に帰属するとともに、今後本市への企画提案の資格を失う場合があることに留意すること。

4 支払方法

適法な請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に一括払。

以 上